

別添1 肉用牛生産基盤強化等対策事業

第1 事業の内容

公募団体のうち、全国の区域において肉用牛の生産基盤強化及び地域の特色ある肉用牛振興を推進する団体（以下「公募団体A」という。）は、次に掲げる事業を行うものとする。

1 肉用牛生産基盤強化推進事業

(1) 肉用牛ヘルパー組織等強化推進

肉用牛ヘルパー組織等の体制強化を図るための検討会の開催、肉用牛ヘルパー組合の実態調査の取りまとめ及び普及啓発資料の作成・配布

(2) 肉用牛振興推進指導

肉用牛の生産基盤強化を図るための全国・ブロック会議の開催及び別添2の第1の1の事業に係る全国的な推進指導

(3) 和牛遺伝資源流出防止周知徹底対策

我が国固有の和牛遺伝資源（精液・受精卵等）の海外への流出防止を図るための検討会の開催、普及啓発資料の作成・配布

2 地域の特色ある肉用牛振興推進事業

地域の特色のある肉用牛生産の推進を図るための全国会議の開催、実態調査の実施及び別添2の第1の2の事業に係る全国的な推進指導

3 多様な担い手育成支援事業

(1) 多様な人材の確保

若年層、女性や職業経験者等の畜産への参入を促進するための次に掲げる取組

ア 多様な人材の確保のための検討会の開催

イ 事例調査及び就農促進PR活動の実施

ウ 就農のための相談窓口の設置等

エ 就農セミナーや研修会の開催等

(2) 中核的担い手の育成

中核となる人材の育成支援のための次に掲げる取組

ア 財務、労務管理等の経営指導等

イ 先進事例等の現地調査等

ウ 研修会の開催等

(3) 推進指導等

多様な担い手の育成の支援を行うための推進指導等

4 一産取り肥育普及・定着支援事業

本事業で作成した飼養管理マニュアルを活用した現地研修会の開催、事例調査・紹介等及び事業の推進指導

第2 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、公募団体Aが第1に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第3 補助金交付の手續等

1 補助金の交付申請

公募団体Aは、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに別紙様式第1号の肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛生産基盤強化等対策事業）補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

公募団体Aは、補助金交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合には、あらかじめ別紙様式第2号の肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛生産基盤強化等対策事業）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として、補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 公募団体Aは、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号の肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛生産基盤強化等対策事業）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

第4 事業の実績報告

公募団体Aは、別紙様式第4号の肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛生産基盤強化等対策事業）実績報告書を作成し、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに理事長に提出するものとする。

第5 消費税及び地方消費税の取扱い

1 補助金交付申請書提出時の取扱い

公募団体Aは、機構に対して第3の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

2 事業実績等の報告時の取扱い

公募団体Aは、1のただし書により申請をした場合において、第4に係る事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 消費税等相当額が確定した場合の取扱い

公募団体Aは、1のただし書により申請をした場合において、第4に係る事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛生産基盤強化等対策事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第6 事業の実施期間

1 事業の委託

公募団体は、第1の事業の一部を理事長が適当と認める者に委託して行うことができるものとする。この場合、委託契約を締結するものとする。

2 事業の実施期間

この事業の事業実施期間は、令和2年度とする。

第7 事業の推進指導等

公募団体Aは、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、公募団体Bとの連携に努め、この事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

第8 帳簿等の整備保管等

- 1 公募団体Aは、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。
- 2 理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について、必要に応じ、公募団体Aに対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

(別表)

事業の種類	補助対象経費	補助率又は額
1 肉用牛生産基盤強化等対策事業		
(1) 肉用牛ヘルパー組織等強化推進	検討会、セミナー、研修会の開催、PR活動の実施、相談窓口の設置等に要する経費	定額
(2) 肉用牛振興推進指導	全国・ブロック会議の開催及び事業の推進指導に要する経費	定額
(3) 和牛遺伝資源流出防止周知徹底対策	検討会の開催、普及啓発資料の作成・配付等に要する経費	定額
2 地域の特色ある肉用牛振興推進事業	全国会議の開催、実態調査の実施及び事業の推進指導に要する経費	定額
3 多様な担い手育成支援事業		
(1) 多様な人材の確保	検討会、セミナー、研修会の開催、PR活動の実施、相談窓口の設置等に要する経費	定額

(2) 中核的担い手の育成	経営指導、事例調査等の実施、研修会の開催等に要する経費	定額
(3) 推進指導等	事業の推進指導等に要する経費	定額
4 一産取り肥育普及・定着支援事業	本事業で作成した飼養管理マニュアルを活用した現地研修会の開催、事例調査・紹介等及び事業の推進指導に要する経費	定額

別紙様式第1号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛生産基盤強化等対策事業）
補助金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名 印

令和 年度において肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛生産基盤強化等対策事業）
を下記のとおり実施したいので、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱別添1の第3の1
の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛生産基盤強化等対策事業）実施計画」の
とおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
1 肉用牛生産基盤強化推進事業 (1) 肉用牛ヘルパー組織等強化推進 (2) 肉用牛振興推進指導 (3) 和牛遺伝資源流出防止周知徹底対策				
2 地域の特色ある肉用牛振興推進事業				
3 多様な担い手育成支援事業 (1) 多様な人材の確保 (2) 中核的担い手の育成 (3) 推進指導等				
4 一産取り肥育普及・定着支援事業				
計				

(注) 事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を()書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

4 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 年 月 日
(2) 事業完了予定年月日 年 月 日

5 添付書類

- (1) 定款
(2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書

別紙 肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛生産基盤強化等対策事業）実施計画

1 肉用牛生産基盤強化推進事業

(1) 総括表

(単位:円)

肉用牛ヘルパー 組織等強化推進	肉用牛振興推進指導	和牛遺伝資源流出 防止周知徹底対策	合計

(2) 肉用牛ヘルパー組織等強化推進

(単位:円)

ア 検討会の開催	イ 肉用牛ヘルパー 組合の実態調査の 取りまとめ	ウ 普及啓発資料の 作成	合計

ア 検討会の開催

(単位:円)

開催時期	開催場所	回数	参集範囲	内容	事業費	積算基礎
計						

イ 肉用牛ヘルパー組合の実態調査の取りまとめ

(単位:円)

時期	方法	内容	事業費	積算基礎
計				

ウ 普及啓発資料の作成

(単位:円)

時期	方法	内容	事業費	積算基礎
計				

(3) 肉用牛振興推進指導

(単位:円)

ア 全国・ブロック会議の 開催	イ 事業の推進指導	合計

ア 全国・ブロック会議の開催

(単位:円)

開催時期	開催場所	回数	参集範囲	内容	事業費	積算基礎
計						

イ 事業の推進指導

(単位:円)

時期	方法	内容	事業費	積算基礎
計				

(4) 和牛遺伝資源流出防止周知徹底対策

(単位:円)

ア 検討会の開催	イ 普及啓発資料の作成・配布	合計

ア 検討会の開催 (単位：円)

開催時期	開催場所	回数	参集範囲	内容	事業費	積算基礎
計						

イ 普及啓発資料の作成・配布 (単位：円)

時期	方法	内容	事業費	積算基礎
計				

2 地域の特色ある肉用牛振興推進事業

(1) 総括表 (単位：円)

全国会議の開催	実態調査の実施	事業の推進指導	合計

(2) 全国会議の開催 (単位：円)

開催時期	開催場所	回数	参集範囲	内容	事業費	積算基礎
計						

(3) 実態調査の実施 (単位：円)

時期	方法	内容	事業費	積算基礎
計				

(4) 事業の推進指導 (単位：円)

時期	方法	内容	事業費	積算基礎
計				

3 多様な担い手育成支援事業

(1) 総括表 (単位：円)

多様な人材の確保	中核的担い手の育成	推進指導等	合計

(2) 多様な人材の確保 (単位：円)

ア 多様な人材確保の検	イ 就農・就業実態の事	ウ 就農促進PR活	エ 就農のための相	オ 就農セミナーや研修	計
-------------	-------------	-----------	-----------	-------------	---

討会の開催	例調査の実施	動の実施	談窓口の設置等	会の開催等	

ア 多様な人材確保の検討会の開催 (単位：円)

時期	内容	参集範囲	事業費	積算基礎	備考
計					

イ 就農・就業実態の事例調査の実施 (単位：円)

時期	調査先	内容	事業費	積算基礎	備考
計					

ウ 就農促進PR活動（PR資料等の作成・配布等）の実施 (単位：円)

時期	項目	内容	配布先	事業費	積算基礎	備考
計						

エ 就農のための相談窓口の設置等 (単位：円)

時期	方法	回数	内容	事業費	積算基礎	備考
計						

オ 就農セミナーや研修会の開催等 (単位：円)

時期	開催場所	参集人数	内容	事業費	積算基礎	備考
計						

(3) 中核的担い手の育成 (単位：円)

ア 中核的担い手育成のための経営指導等	イ 事例調査等の実施	ウ 研修会の実施等	計

ア 中核的担い手育成のための経営指導等 (単位：円)

時期	方法	内容	対象者	事業費	積算基礎	備考
計						

イ 事例調査等の実施 (単位：円)

時期	調査先	内容	事業費	積算基礎	備考
計					

ウ 研修会の開催等 (単位：円)

時期	開催場所	参集人数	内容	事業費	積算基礎	備考

計						

(4) 事業の推進指導等

(単位：円)

項目	内容	事業費	積算基礎	備考
計				

4 一産取り肥育普及・定着支援事業

(1) 総括表

(単位：円)

事例調査・紹介等	現地研修会の開催	事業の推進指導	合計

(2) 事例調査・紹介

(単位：円)

時期	調査先	内容	事業費	積算基礎	備考
計					

(3) 現地研修会の開催

(単位：円)

時期	開催場所	参集人数	内容	事業費	積算基礎	備考
計						

(4) 事業の推進指導

(単位：円)

時期	方法	内容	事業費	積算基礎
計				

別紙様式第2号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛生産基盤強化等対策事業）
補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛生産基盤強化等対策事業）の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱別添1の第3の2の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容
別紙「肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛生産基盤等対策事業）実施計画」のとおり
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

（注）2及び3については、別紙様式第1号に準じ、変更部分が容易に対照できるよう変更前を（ ）書で上段に、変更後をその下段に記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛生産基盤強化等対策事業）
補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛生産基盤強化等対策事業）について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱別添1の第3の3の規定に基づき申請します。

記

1 概算払請求額

区 分	交付決定		事業費遂行状況 (令和年月日現在)			既概算 払受領 額	今回概 算払請 求額	令和年月 日まで予 定出来高	残額
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金 ④	事業費 出来高 ③/①				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
合計									

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の概算払必要額の積算根拠として月別の支出実績及び支出計画を添付すること。

- 2 振込先金融機関名等
金融機関名
預金種類
口座番号
口座名義

別紙様式第4号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛生産基盤強化等対策事業）
実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛生産基盤強化等対策事業）について、下記のとおり実施したので、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱別添1の第4の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
別紙「肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛生産基盤強化等対策事業）実績報告書」
- 3 事業に要した経費の配分及び負担区分
- 4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求

5 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 年 月 日
(2) 事業完了年月日 年 月 日

6 振込先金融機関名等

金融機関名

預金種類

口座番号

口座名義

注1 1～3については、別紙様式第1号に準じて作成すること。

2 3について、実績額の上段に計画額を（ ）書きし、計画と実績が比較できるようにすること。

3 事業の一部を委託して実施した場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

別紙様式第5号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛生産基盤強化等対策事業）
に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で交付決定通知のあった肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛生産基盤強化等対策事業）補助金について、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱別添1の第5の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。（返還がある場合、記載すること））

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額（令和 年 月 日付け 農畜機第 号による補助金額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）

- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・公募団体等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・公募団体等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料